

あなたのアイデアをマチの元気に！

平成 28 年度実施分

市民まちづくり提案事業



募 集 要 項



お問い合わせ

まずは気軽に相談を！

草津市 まちづくり協働課

Tel : (077) 561-2337 FAX : (077)561-2482

E-Mail : machi@city.kusatsu.lg.jp

〒525-8588 草津市草津三丁目 13-30



市民まちづくり提案事業募集要項 目次

1. ■ 市民まちづくり提案事業とは？ P.1
2. ■ 市民まちづくり提案事業のメリット P.1
3. ■ 募集事業の概要 P.1
4. ■ 応募団体の要件 P.3
5. ■ 本事業のフロー P.3
6. ■ 選定方法／審査基準等 P.5
7. ■ 報告会&説明会 P.6
8. ■ 申込書類&受付期間 P.6

添付資料

- 1.【応募型】全テーマ 詳細
- 2.応募書類 作成虎の巻
- 3.様式集





市民まちづくり提案事業とは？

市民まちづくり提案事業は、まちづくり活動や子育て、環境などの地域の課題について、市民公益活動団体から協働事業の企画提案を募集し、関係する市の所管課と協働で取り組む事業です。団体の専門性やネットワークを活かし、市とともに取り組むことで、住みよいまちづくりにつながる提案を募集します。



市民まちづくり提案事業のメリット

- 市民のアイデアやノウハウが公共事業に活かされます！
- 公共サービスの質向上につながります！
- 市民公益活動が活性化します！



募集事業の概要

■ 対象となる事業

- ▼地域の課題解決に向けた活動や、公共サービスの充実につなげるための活動であること。
- ▼市民公益活動団体と市が協働で行うことで相乗効果が生まれ、一定の事業成果が期待できること。
- ▼市民公益活動団体と市の役割分担について、企画提案書で明確に記載されていること。
- ▼受益者が特定の地域や人に限定されず、広く波及効果を持つ事業であること。

■ 募集形態

① 応募型（市指定テーマ型）

市から市民公益活動団体と協働で取り組みたいテーマを示し、それに対する具体的な事業の企画提案を募集します。※テーマの詳細は、別添参照

② 創造型（自由テーマ型）

市民公益活動団体の自由な発想による協働事業の企画提案を募集します。
(ただし、市政への陳情要望に終わっているもの、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業、協働の相手方として市ではなく県等が適当と思われる提案は対象外)

※【応募型】【創造型】ともに、応募される前の担当課との事前協議は必須です。

【応募型テーマ一覧】

No	テーマ	担当課	予算上限額
1	「広げよう！広報くさつの輪」事業	広報課	20万円
2	マイナンバーカード普及啓発事業	市民課	30万円
3	外国人観光客（宿泊客）への観光ガイド発信事業	商工観光労政課	20万円
4	伝統工芸技術「青花紙」の保存伝承事業	農林水産課	20万円
5	親子で自転車教室プロジェクト	交通政策課	50万円
6	みんなの川サポート協働事業	河川課	20万円
7	ガーデニング推進事業	公園緑地課	10万円
8	子供向け水道水の飲用促進啓発事業	上下水道総務課	30万円

■ 事業実施期間

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間

■ 契約金額（応募型：各テーマの上限額参照、創造型：上限 50 万円）

業務料の交付には、事業実施が決定された市民公益活動団体と市が協働契約を締結し、それに基づく請求の手続きが必要です。※手続きについては、採択された団体に対して後日お知らせします。

【対象経費】

項目	内容
人件費※	事業従事者の賃金など
報償費	講師、ボランティアへの謝金など
使用料・賃借料	会場費・物品等の借用費など
消耗品費	文具・日用品など
印刷製本費	コピー代・冊子等の印刷代など
役務費	郵便代・通信費・保険料など ※但し、日常の運営にかかる経費は除く
会議費	飲食費は、団体構成員以外が関わる会議でのお茶・コーヒー代程度
交通費	電車代・タクシー代など
その他必要な経費	事業実施に必要な上記以外の経費

※人件費積算の目安

- ① 一般事務・事業実施に伴う人件費：時給 850 円以下（滋賀県で定められている最低賃金以上）
- ② 専門的な業務に携わる人件費：時給 1,000 円～1,500 円程度（市場価格を参考にしてください。）

【対象外経費】

- ① 事務所立ち上げに伴う家賃、保証金、敷金、内装・改装費及び光熱水費
- ② 事務所移転に係る移転費用、原状回復費
- ③ その他日常の運営に係る経費
- ④ 当該事業に関連のない備品購入費 など

本事業は、予算上限額の範囲で契約していただくこととなりますが、受益者に実費程度の負担金を徴収したり、提案団体が自己資金を追加したものについては、事業費に充てることができます。

この時、受益者から徴収する金額は、市と提案団体が協議して決定します。

なお、業務料以外の収入を見込んだものの不足が生じた場合は、受託者である提案団体が不足分を負担することとします。



応募団体の要件

■ 要件（①から⑥を満たすこと）

- ①原則、5名以上の活動メンバーで構成されていること。
- ②原則、団体として1年間の活動実績を持つこと。
※活動実績が1年未満でも主たる構成員が市民公益活動の経験を十分に有していると審査委員会に判断された場合はこの限りではありません。
- ③定款（規約・会則、事業計画・報告等）を持ち、民主的で継続的な活動ができ、提案した事業を遂行する能力があること。
- ④特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）にもとづく特定非営利活動法人であること、若しくは、同等の組織[※]及び活動実績を有すること。
※社団・財団法人（公益・一般含む）の場合は、行政からの運営補助（人件費）を受けていない団体に限ります。
- ⑤宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利を目的とした団体等ではないこと。
- ⑥暴力団又は暴力団の構成員の統制下でないこと。



本事業のフロー（※変更になる場合があります。）

H27 年度

提案募集・受付
募集期間 5/26~7/21

応募される場合は、担当課との事前協議を必須とします。また、協働コーディネーターに相談いただける制度がありますので是非、ご活用ください。

説明会&報告会
6月25日

※詳細は、6ページをご覧ください

審査
8月27日

応募団体には、公開プレゼンテーションを行っていただきます。その結果をもとに審査委員会による審査を経て、候補団体が決定されます。公開プレゼンテーションに参加できない場合は、失格となりますので、御注意ください。

審査結果通知
9月下旬

採択事業は、平成28年度候補事業として採択されたものであり、予算が確定次第（平成28年3月）事業決定となります。

実施に向けての協議
10月~3月

事業採択後、提案団体と市が実施に向けての協議を行い、事業内容（仕様書の内容等）を確定させ、協働契約の締結準備を行います。

H28 年度

契約締結、事業実施
4月~3月

4月~5月中旬までに契約を締結し、事業を開始します。協働のあり方について理解を深めます。実績報告書および協働事業評価書を提出いただきます。

H29 年度

報告会
平成29年度中

事業終了後、提案団体と市担当課で事業報告を行い、協働の成果を関係者や市民の皆さんと共有します。



選定方法／審査基準等

■ 選定方法

審査基準に基づき審査委員会が審査し、市民まちづくり提案事業を実施する候補団体を選定します。

審査委員会は1回開催します。同日に書類審査およびヒアリング審査(1団体15分程度・公開[予定])を実施し、平成28年度の市民まちづくり提案事業の候補事業を選定します。選定する委員は、学識経験者、公募市民です。

■ 審査基準

次の項目に重点を置き、選考します。

1.事業の目的

地域の課題解決に向けた活動や、公共サービスの充実につなげるための目的であるか

2.事業の企画内容

- ① 市民公益活動団体の特性（地域性・柔軟性・自発性・専門性・先駆性等）があるか
- ② 経費に見合う無理のない活動か
- ③ 市民公益活動団体と市所管課の役割が明確になっているか
- ④ 市民公益活動団体が主体的に活動する計画となっているか
- ⑤ 実施可能なスケジュールになっているか

3.事業の実施能力

- ① 企画提案した事業を組織的に実施することが可能か（人員体制等）
- ② 提案事業への専門知識や技術をもっているか
- ③ 事業収入、会費などにより団体の会計が確立しているか

4.事業の波及効果

他の団体や多くの市民へ影響を及ぼすような成果が期待できるか

■選定結果について

審査の結果は9月下旬にお知らせします。

※審査委員会で市へ提案する事業として選定された場合でも、予算審議の結果、平成28年度に事業が実施できないことがありますので予め御承願います。

市民まちづくり提案事業の実施決定は、担当課から平成28年4月初旬にお知らせします。



報告会 & 説明会

■説明会 18:30-

説明会では、制度の概要および応募型のテーマについて担当課から説明します。

平成 27 年 6 月 25 日（木）市役所 2 階特大会議室

■報告会 19:30-

報告会では、平成 26 年度に実施した協働事業を紹介します。

（参考）平成 26 年度実施市民まちづくり提案事業

- ①みんな共同参画事業「くさつ輝け☆パールプロジェクト」
【くさつパール☆プロジェクトチーム×まちづくり協働課】
- ②ゴーヤーカーテン啓発事業
【NPO 法人 NPO びわこ環境×環境課】
- ③障害者と障害者を擁護する世帯の孤立化防止の取り組み事業
【NPO 法人草津手をつなぐ育成会×障害福祉課】
- ④妊婦教室、父親教室開催事業
【草津コミュニティ支援センター運営会×子育て支援センター】
- ⑤くさつ景観百選ウォーキングマップづくり事業
【NPO 法人 D.Live×景観課】
- ⑥子どもアスリート育成事業
【ブルーレイクエンジェル×上下水道総務課】



申込書類／受付期間

■申込書類

- ▶（申込書-1）市民まちづくり提案事業 企画提案書
- ▶（申込書-2）市民まちづくり提案事業 事業計画書
- ▶（申込書-3）団体概要書

＜添付資料＞

- ▶定款または、規則・会則など、原則として前年度の決算書や事業報告書
- ▶活動内容がわかるパンフレットやチラシ

※添付資料は、最小限でお願いします。

■申込書類の受付期間

▶ 受付期間：平成 27 年 5 月 26 日（火）から 7 月 21 日（火）

※応募される前に必ず、担当課との事前協議を行って下さい。

▶ 受付窓口：草津市まちづくり協働部まちづくり協働課（市役所 2 階）

土日祝除く 8:30-17:15

※¹ 申込書類は、受付窓口に御持参ください。

（窓口への持参が原則ですが、郵送も可。郵送の場合は、草津市まちづくり協働課宛で、7 月 21 日（火）必着、郵送した旨の電話連絡をお願いします。）

後日、内容確認の御連絡をさせていただく場合がありますので御了承ください。

※² 申し込みに関して必要な費用は、全て申込者の負担とします。

提出された書類等は、原則として返却いたしません。